

小値賀町議会第三回定例会
(第二日目)

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教 育 長	総 務 課 長	住 民 課 長	農 林 課 長	水 産 商 工 課 長	建 設 課 長	税 務 課 長	診 療 所 事 務 長	空 港 管 理 事 務 所 長	教 育 次 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	保 育 所 長
山 田 道	三 浦 清	神 川 敏	巖 充	大 黒 泰	谷 良	中 谷 一	筒 井 英	中 村 敏	西 村 久	吉 元 勝	平 野 久	西 浩	福 田 等	松 永 一 誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議務局長	升
議会議務局書記	松
	永
	清
	美
	司

五、議事日程

小値賀町議会第三回定例会

平成十五年九月十八日（木曜日）

午前九時三十分

開議

- | | |
|----|--|
| 第一 | 会議録署名議員指名（黒崎政美議員・加山雅徳議員） |
| 第二 | 議案第五十号 平成十五年小値賀町一般会計補正予算（第二号） |
| 第三 | 議案第五十一号 平成十五年小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号） |
| 第四 | 議案第五十二号 平成十五年小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号） |
| 第五 | 議案第五十三号 平成十五年小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号） |
| 第六 | 議案第五十四号 平成十五年小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号） |
| 第七 | 議案第五十五号 平成十五年小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号） |

午前九時三十分開議

議長（近藤一輝） ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、十一番・黒崎政美議員、一番・加山雅徳議員を指名します。

日程第二、議案第五十号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第五十号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入では、町税の課税額の確定による補正、普通交付税の確定による増額補正、民生関係の補助事業採択による国庫支出金の増額補正、農林水産業関係の補助事業採択による県補助金の補正、また基金繰入金の繰り戻しによる減額補正、特別会計繰入金の増額補正、漁港事業の町債の減額補正が主なものです。

歳出では、人事異動による人件費の組み換え、総務費で振興基金への積み立て、小値賀空港ターミナルビル運営補助金の計上、農林水産業費の補助金の追加計上、漁港施設の補助事業採択による増額補正、土木費の町道補修工事の増額補正、教育費で下水道工設計委託料の新規計上が主なものでございます。

既定の第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入歳出それぞれ五千四百万円を追加し、補正後の総額を三十七億五千二百万円とするものでございます。

第二条「地方債の補正」は、小値賀港ターミナルビル新築工事で、補助対象外の町単独工事に係る分が起債対象外になったための限度額の変更でございます。

それでは、補正予算事項別明細書の九頁より、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税で二百七万四千円の増額、二項・固定資産税で二十一万円の増額、三項・軽自動車税の二万一千円減額は、いづれも課税額の確定によるものでございます。

六款、一項・地方特例交付金六十四万八千円は確定による減額。

七款、一項・地方交付税九千五百二十二万六千円は普通交付税の確定による増額でございます。

十一款・国庫支出金、一項・国庫負担金で百八十万一千円の増額、二項・国庫補助金で三百三十五万四千円の増額。

十二款・県支出金、一項・県負担金で九十万一千円の増額、二項・県補助金で七百二十二万五千円の増額、一目・総務費県補助金で、野崎地区の測量の追加に伴う補助金の増額になっております。二目・民生費県補助金で国費に採択されたための組み替えによる減額、四目・農林水産業費県補助金で、ながさき「食と農」支援事業の追加増額、森林病害虫等防除事業、漁港施設整備に係る新規採択の補助金でございます。三項・委託金で二百九十三万二千円の主なものは、長崎県議会議員選挙の北松選挙区が無投票当選により減額計上しております。

十五款、一項・基金繰入金一千万円の減額は、今後の財政状況を勘案し、減債基金へ繰り戻すものでございます。二項・特別会計繰出金百二十三万九千円の増額は、老人保健事業及び介護保険事業特別会計の前年度繰出金を実績により、一般会計に返還するものでございます。

十七款・諸収入、四項・雑入で五百五十二万九千円の減額で、更生援護施設入所者費用徴収金が直接個人より徴収することになったためでございます。

十八款、一項・町債で三千五百十万円の減額補正をしております。

歳出の補正では、一款、一項・議会費で百六万一千円の増額、二節・給料、三節・職員手当等、四節・共済費の補正は、人事異動に伴う人件費の組み換えでございます。以下、総務費から各項において人件費の組み換えがございますので、説明を省略させていただきます。

二款・総務費、一項・総務管理費で四千五百三十一万八千円を増額、一目・一般管理費では、総合行政ネットワークの整備及び公的個人認証サービスシステム整備に係る予算を計上しております。

総合行政ネットワークとは、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネット

ワークとして整備し、地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的としております。すでに国は、各府省との間の情報交換は実施しており、本年度までに都道府県・市町村における接続を要請しており、来年度実施を予定しております。またそれに伴い、公的個人認証サービスのオンライン化で個人がインターネット等を経由して行政機関への手続・届出等の申請を行うことができます。そのためには、オンライン申請時に申請人が本人であるかの認証が必要になりますので、その認証を行政が行なうことが公的個人認証であり、認証の折にはパソコンの装置にICカードをセットし、ユーザー名・パスワードの入力が必要になります。この時使用するICカードには、住基カードが活用されます。また、セキュリティーの確保のための暗号化の技術が使用されております。

四目・財産管理費の、二十五節・積立金は、普通交付税で措置された二千七百三十五万七千円を振興基金に積み立てるものでございます。七目・空港費で、小値賀空港ターミナルビル運営補助に五百万円を計上しております。一・二項・徴税費で、二百八十五万七千円の減額、三項・戸籍住民基本台帳費五万六千円の増額、四項・選挙費で四百九十五万八千円の減額、五項・統計調査費四十四万五千円の減額、二目・国土調査費で、地籍調査業務委託料二百二十万八千円の増額が主なものでございます。

三款・民生費、一項・社会福祉費で二百八十四万一千円を減額、三目・老人福祉費で、在宅福祉事業の国県補助金の返還金六十三万二千円、四目・身体障害者福祉費で二百五十二万六千円の減額でございます。二項・児童福祉費で九百二十五万円の増額は、職員一名の追加計上です。

四款・衛生費、一項・保健衛生費十二万一千円の減額、二項・清掃費で三百五万一千円の増額、一目・塵芥処理費で施設の修繕費で四百五十一万七千円の増額が主なものでございます。

五款・農林水産業費、一項・農業費で五十一万四千円の減額ですが、三目・農業振興費で、ながさき「食と農」支援事業で事業内容の変更による増額、葉タバコ等台風被害対策事業補助金を計上しております。二項・林業費で百五十万五千円は、松くい虫防除事業に係る増額でございます。三項・水産業費六十五万七千円の減額は、五目・漁港建設費で、職員一名の減と新規採択による漁港施設の工事請負費の増額でございます。

七款・土木費、一項・土木管理費で十万二千円の減額、二項・道路橋梁費で六百四十七万円の増額は、工事請負費が主でございます。三項・住宅費で百十四万円の増額は、小浜住宅の白蟻駆除委託料とそれに係る補修材料費を計上しております。

九款・教育費、一項・教育総務費四百一万三千円増額は、二目・事務局費で、下水道の十六年度供用開始に伴う学校施設の水洗化工事に係る設計委託料でございます。六項・幼稚園費六万九千円の増額、七項・社会教育費六百二十七万円の減額は、職員一名の減によるものです。

十一款、一項・公債費は、減債基金の繰り戻しによる財源調整でございます。

十三款、一項・予備費八十三万二千円を増額し、予備費総額を一千百九十三万四千円いたしました。

以上で、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）に係る補正予算の概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町 税

松永議員

六番（松永勇治） お尋ねをいたします。

町民税で個人分、今回は九百六十一万八千円増やされて五千六百八十万五千円になります。これは前年度に比べてまして三百三万五千円の増収が見込まれているようですが、直接予算とは関係ありませんけれども、十三年度の個人分がですね、十四年度は八百七十三万八千円、一四・一％減額になつてくるわけですね、それで、その所得別、業種ですね、例えば農業所得・漁業所得・給与所得といった場合に、どの所得にどのような変動があつてるのか、変動ちゆうのもおかしいですけども、減収になつているのか内容をお知らせいただきたいと思ひます。

十五年度も併せて…。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（西村久之） 詳細についてはですね、今手元に資料がありませんので、後ほどお上げしたいと思いますので、よろしく願ひします。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・地方特例交付金

松永議員

六番（松永勇治） 第六款の地方特例交付金でございますけれども、私がよく内容を知らないんですが、地方税の恒久的な減収を補填するために、従来、「減税補填債」ちゅうのがあったわけですけども、これに代わるものと私は解釈してるわけですが、その主旨ですね、交付金の主旨、内容をお尋ねしたいと思います。

十一番（黒崎政美） 議長、休憩。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

―	休憩	午前	九時	四十四分	―
―	再開	午前	九時	四十九分	―

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

地方特例交付金は、平成十一年度の恒久的な減税の実施に伴う地方税の減収の一部を補填するため、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税源の抜本的な見直し等が行われるまでの間、交付されるものでございます。

以上でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・地方交付税

加山議員

一番（加山雅徳） 長崎県の交付税の伸び率が八%減ということで、小値賀町の決定額が四・八%ということになっております。

この内容を、何故小値賀町だけが四・八%、ほか宇久町あたりも大体一緒位ですが、その内容の説明をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

本年度の交付税の減少は昨年度より五・四%の減額でございますが、これは計算方式がありまして、基準財政収入額、需

要額の関係がございませすけど、その増減の理由として、基準財政需要額では経常的部門で、社会福祉費の人口が増加しております。それに今度は減少の分ですすけど、消防費で人口が減少してあります。その他の教育費、幼稚園の園児数、それから高齢者福祉六十五歳以上の人口が減少してあります。それが需要額での増減の要因でございませす。

それから投資的計上分の増加で、下水道の人口が増加しております。それから投資的減少分で、道路橋梁費の延長、企画振興費での人口、その他の諸費の人口、それが大きな要因でございませす。

と、小さく言つたら、色々とまたこれの内訳が出てきますので、大まか説明させていただきます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 今の内容ですすね、増減の中で、「臨時財政対策債」ちゆうのがあると思ふんですが、これ確か十五年度、本年度までの対策債ということになつとと思ひませす、そこら辺の内容をちよつとお聞かせ願えんでしょうか。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 九時 五十四分 —

— 再開 — 午前 九時 五十五分 —

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 臨時財政対策債は、地方財源の不足を補填するための財源として特例として認められる地方債でございませす。従来国が交付税を交付するときに、不足分を特別会計で借りてから出していたわけですすけど、その分を、国が出す分を半分ですすかね、「その分の半分を臨時財政対策債で貸しますよ、これは後で翌年度から交付税でみますから」ということで、入ってくる仕組みでございませす。

本年度は約一億八千三百万円位の臨時財政対策債が入るようになっております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 解かりましたけども、交付税で算入されるということですが、その償還費は何パーセント交付税に算入されませすか。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 九時 五十六分 —

―再開 午前 九時 五十九分―

総務課長

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長（大黒泰三） 元利償還については、翌年度以降の基準財政需要額に百分算入されることになっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十一款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十二款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十五款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十七款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十八款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・総務費

松永議員

六番（松永勇治） 一目、一般管理費のですね、二節・給料、ここで三役給が百五十五万八千円減額されておりますけれども、これはお間違いございませんか。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 間違いありませんけど、内容を説明しましよ。

特別職の報酬の引下げによる分がですね、町長・助役・収入役で四十万六千円の減額です。それと特別職が五月、六月が助役さんが不在でしたので、その分の五十九万円掛け、

六番（松永勇治） 不在の分は幾らですか。

総務課長（大黒泰三） 百十八万ですね。

六番（松永勇治） 百十八万。

総務課長（大黒泰三） はい。

八番（伊藤忠之） 議長、休憩、質問すつ時は手ば挙げてするように言つて下さい。

六番（松永勇治） どうも失礼しました。

議長（近藤一輝） 今、総務課長が回答中でございますので、お聞きください。 総務課長

総務課長（大黒泰三） 助役不在分が、五月・六月分が百十八万の減額、それに新助役の六月三十日分の日割分が二万八千

円の増により、トータルで三角の百五十五万八千円でございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） どうもすみませんでした。

手を挙げずに続けて質問いたしましたので、お詫び申し上げます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。 伊藤議員

八番（伊藤忠之） 十六頁の、十九節・補助金で、北松西高のインターンシップ参加補助金、これは職場実習と私は理解し

ておりますが、行った場所とかですね、参加の内容を、内訳をお願いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 北松西高インターンシップの参加補助の十一万二千円ですけど、今学校関係では社会勉強をしよう

ということ、特に北松西高の場合、電子科でございますけど、今回、長崎工業技術センターと、それと小松電子金属、そ

れに三菱電機時津工場、この三個所に六月位ですかね、情報電子科の生徒一年生から三年生まで四十一名が日帰りで研修に

行っております。

以上でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 一目の一般管理費のところの、七節・賃金と、それから十三節・委託料に関してお伺いをします。

庁舎の警備業務の委託料が賃金の方に振り替わってる、電話交換業務もそうですけど、これは内容的にはどういう変更があったのかをお伺いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 賃金の内容ですけど、庁舎警備業務の賃金で、前おったガードマンの替りに四月から新しくガード

マンが来ております。その方はまだ臨時ということ、四月から九月までの賃金を組んでおります。

それと電話交換業務ですけど、五月に前の交換手が辞めておりますので、六月から十一月までの賃金でございます。

それに付随しまして、委託料で前のガードマンの退職による減、それと新たにになりましたガードマンの十月から委託に替えますので、その分の増加でございます。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 電話交換の方もいずれ委託に替るんですかね、それはいつからですか。

今、説明された警備の方は解かりました。十月からということですが……、

電話交換の方はいつからでしょう。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

電話交換業務の委託については、十二月から三月までの委託料でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・衛生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・農林水産業費

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 二十四頁の、三目・農業振興費の中の十九節・補助金で、今、長崎県がですね、「食と農」で大変支援事業をしております、その中の集落営農担い手支援事業というのがたくさん支援策がありますけれども、今回の支援事業の主なものをお尋ねいたします。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

この『ながさき「食と農」』の支援事業につきましては、ハウス施設の建設に関わる分でございます。現計予算で九戸の六千平方メートルということと計画をいたしておりますけれども、台風六号によるハウス施設の倒壊等もありまして、建設の希望農家が増えたことにより増額補正予算を計上しております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

八番（伊藤忠之） その下の、葉たばこ等の台風被害の補助金について伺いますが、先の台風六号ではですね、農作業被害額が大体一千六百万位出ております。それに対してちよつと補助金が二十四万八千円ということになってますので、どのような協議をなされたのかお願いをいたします。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

この「葉たばこ等台風被害緊急対策事業費補助金」二十四万八千円につきましては、台風六号によりまして塩害等の被害が葉たばこにあっております。そのために次年作からの立ち枯れ病というものが非常に懸念をされるわけでございます。

それを防止するには土壌消毒をしなければいけないわけですが、その通常の薬剤基準よりも増量をしなければいけないわけで、その増量分に対しての補助を県がいたしますし、町の補助金の支出が前提ということになりますので、そのようなことで予算計上をさせていただいております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・土木費

立石議員

十番（立石隆教） 二項・道路橋梁費、二目・道路維持費の十五節の工事請負費で、町道唐見崎線堀切橋の補修工事、どういう形で補修をするというふうになっているのかと、いうことをお伺いをします。

更に、あの辺も大分中の鉄筋がですね、腐食したりして大変な状況かなあというふうに思いますが、あそこの調査をした時にですね、唐見崎線の崩落の問題ですね、山側の…。

で、それは前に私は一般質問したことがあります、同様にこれを調査した時にですね、その辺のところはもう一度確認をして危険性がないかどうか、住民の皆さんはですね、やっぱり雨が多く降った時なんかは非常に恐々としながらですね、バイクなんか運転していると言うんですね、この工事の時には多分に現場を確認に行ったと思いますが、その折にそうした危険性はなかったかどうか、或いは調査したかどうか、いうことをお伺いをします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） 工事請負費の件ですけど、ここの堀切橋はですね、昭和三十九年度に改良工事の折、幅員三・六メートルにより築造されておりまして。その後、塩害によりまして鉄筋の腐食によりかなり脆弱化しております。バス路線でもありますので、バタ角によりまして仮設の支保工を設置しております。これはあくまでも応急処置なんですけど…、一応復旧計画としましては、今のスパン橋を取り壊しまして既製品でありますボックスカルバートですね、あれを中に埋めまして、そして小口の方は練積ブロックで補強しようと考えております。

もう一点の、唐見崎線の崩落の件なんですけど、これは雨の降る度崩れているというような感じですね、かなり私達も憂慮しているところなんですけど、一度ですね、危険箇所ということで調査をかけております。その結果ですね、一応事業費がかなり多額なものになるものから、どうしたものかとちょっと考えてるわけでございます。

雨の降る度にですね、一応状況は見に行っております。なんとか方法があればですね、やりたいとは思いますが、どうしても工事費が嵩むものから、なかなか工事に着手出来ないというのが現状であります。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） そのことについてはこの問題とちよつと離れますので、ここまでにしときますが、唐見崎線のその橋をですね、修復工事をする時に、あそこは唐見崎にとつては、車が交通する場合においては完全にあそこが遮断されますと、

行き来が出来ませんが、人の行き来は出来るようにすると思うんですが、その間は「交通止め」というふうにするんですか、するんだったらどれ位の期間「交通止め」になるんでしょう、その見通しをお伺いします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えします。

あそこはバス路線でありますので、交通止めはしない予定であります。

十四節で「農地借り上げ料」を二万円計上させていただいておりますけど、一応仮設道路を設けまして、迂回路ですね、で、通行止めは考えておりません。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 立石議員さんと同じ所の質問ですが、今、この堀切橋の補修工事ということで、あそこのご存知のとおり、筒井浦ですね、湾の海水が換わらないということ、これ私の一人の考えですが、前も県の方とも私もちよつと話したことがあるんですけど、潮がですね、あそここの堀切橋を通じてあっちの裏側の方に換わるようなですね、どうせカルバート入れてやるとであれば、財政的にも厳しい折でしょうが、単独事業ということでありますが、実際、筒井浦の磯場は完全に死んだような状態ですから、まあ養殖も唐見崎の方でされとるちゅうことで、どうせやるならば、そこら辺の素掘りとかそういう形ですね、海水の移動が出来れば一番いいんじゃないかなあと思いますけど、そこら辺のところは如何でしょうか。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） その辺の件につきましては、水産商工課長と打ち合わせまして検討していききたいと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 三項の住宅費のところでお伺いをします。

白蟻駆除の委託料というのが出ております。原材料費ということで、その白蟻の駆除の関係で補修用の原材料費が出ておりますが、相当傷んでいるということですね、これはこういう状況になるまで判らなかつたのかなあ、もつと早目に検査なり状況をつかめるちゅうことはなかつたのかなあというふうに思うんですが、このことについての説明を求めます。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

白蟻がすんでると判ったのがですね、入居される方から電話がございまして、「どうも根太の具合が悪いので見ていただきたい。」ということですね、我々が見に行っただけですけど、その時にもう根太の方がですね、白蟻からやられてまして、それは一軒の入居者のお宅からしか連絡はなかったんですけど、それで白蟻が入っているのが判ったわけです。

それで原材料としましては、床下換気ですね、床下換気がかなりいかれているものから、換気を良くせんばいかんということ、これは原材料だけで施工は町の職員の方でやりたいと考えております。

その根太材ですね、それと床下換気の換気口の代金、これを一応原材料として上げております。

白蟻駆除の方ですけど、小浜団地のA棟、それとC棟、この二棟を計画しております。C棟も入居者の方から連絡がございまして、それで白蟻が入っているのが発覚したわけでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・教育費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十一款・公債費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

立石議員

十番（立石隆教） 二十二頁の衛生費、二項・清掃費でございますが、塵芥処理費の中で修繕料が出しております。

この修繕、どの場所、どのような修理をするのか伺います。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） お答えします。

これはゴミ焼却場の公害監視装置、CO、CO₂というのは一酸化炭素、O₂、O₂というのは酸素のことですが、その

濃度測定計の取り替えでございます。

内容としまして、C O、O 2の濃度計が設置しまして十一年が経ち、検出部の耐用年数が過ぎておりまして、耐用年数は七年でございますが、いつ故障しても正常な能力が発揮出来ないか判らない状態になっておりますので、C O、O 2の濃度計を取り替える、その修繕料でございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 十六頁、十八節・備品購入費のことにつきましては、先ほど総務課長の方から提案理由の中で説明がありましたけれども、ちよつとこの予算補正の中での、まだ目玉とも言ふべきものでございますので、まあ一度内容を簡単でいいですから、システムですね、そのことについてご説明をお願いしたいと思います。

それと、三十二頁ですね、「給与明細書・特別職」の期末手当のところでございますけれども、補正前が七百八万三千、これ「長等」ですね、三役ですね、対しまして期末手当が四百九十九万四千円ということで、二百八万八千円の減額になるとるわけです。そうすると、この前の三役ですね、給与改定の条例では九月から実施でございますので、十二月だけが該当すると、六月はそのままだと、するとですね、三役合わせて十三万ちよつとしか減額にならないんですけれども、ここで二百八万八千円の減額になるとるわけですね、

そいで先ほども空間があった時の給与がなかったことで、給与はありましたけども、期末手当でそういうことはないと思ひますが、この大きな減額の理由をお尋ねいたします。

以上、二点についてお願いいたします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	—
—	再開	—
午前	十時	四十五分
午前	十時	二十六分

総務課長

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長（大黒泰三） 備品購入の内訳についてご説明いたします。

公的個人認証機器百万ですけど、これは鍵ペア生成装置というのがございます。それが八十万、それから市町村受付端末機が十四万、窓口用ICカードリーダーライター十一万、専用プリンター五万円でございます。

それからサービス提供施設として三百二十五万五千円ですけど、これは総合行政ネットワークの機器でございます。それからICカード六万六千円、それも総合行政ネットワークに係る機器でございます。それから環境整備備品百二十六万円、これも総合行政ネットワークの機器で、ラック類、それからメールサーバーの備品でございます。

次に、先ほどの特別職の期末手当の減についてですけど、町長で、新町長になって七〇%の六月期末の手当てが出てませんので、約百万位です。それと六月に助役さんが不在でしたので、その分が百万ちよつとあります。以上でございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 給与とか報酬にちよつと何か何とかがつてないと思います。はつきりとした数字をですね、語尾まで言っていたら、ぴしゃつと合えばそれでいいわけですよ、ですけど、ちよつとということでは、どの位がちよつとか判りません。それはもう結構です。そういうな事情であればですね、

それとですね、今備品購入についての回答がございましたけど、備品のその機器のですね、値段を聞いてるんじゃないかと、「総合行政ネットワーク」ちゆうのがどういふふうなあれでなされているのか、そのシステムを知りたいわけでございます。んで、よろしく願います。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 提案理由の中でご説明いたしましたけど、総合行政ネットワークとは、国・県・市町村をネットワークで繋ぎ、色んな高度情報、それから色んな通信、そういうのを円滑にするためでございますけど、それで国の方はもう既に各省庁間は繋いでおります。

それで国の方から早い時期に市町村の方も繋ぐようにということ、一応来年度から実施する方向ですけど、今それのために色んな機材を購入して準備しておかなければなりませんので、そのための備品関係でございます。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（西村久之） 先ほど、松永議員さんからの質問を保留しておりましたので、お答えをしたいと思います。

十三年度と十四年度の比較で申しますと、給与所得者で四百九十二万七千円の減額、営業等所得者で二百六十万三千円の減額、農業所得者で二万三千円の減額、その他の所得者で九十八万八千円の減額、退職所得者で十八万九千円の減額、それ

から十四年度と十五年度を比較しますと、給与所得者で二十二万九千円の減額、営業等所得者で三十三万円の増額、農業所得者で九千円の減額、その他の所得者で四十一万二千円の増額、退職所得者で二百六十一万四千円の増額となっております。遅れて申し訳ありませんでした。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 歳入の九頁ですが、一款・町税の中の、二目の法人税ですが、補正額で七百五十四万四千円減額になっておりますが、その内訳をちよつとお聞かせ願えんでしょうか。

議長（近藤一輝） 税務課長

税務課長（西村久之） お答えいたします。

法人町民税についてはですね、何号法人というのがありますので、業者名を省略させていただきました。何号法人ということでお答えをさせていただきますので、よろしく願います。

均等割で、七号法人で三万二千五百円の増額、九号法人で二万九千円の増額、法人税割で、三号法人で四十二万九千円の減額、五号法人で六十二万円の増額、七号法人で七百七十五千円の減額、九号法人で九万一千円の減額となっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第五十号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝） 起立全員です。

したがって、議案第五十号、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第五十一号、平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第五十一号、平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）について、ご説明いたします。

この度の補正は、歳入歳出それぞれ一千八十四万八千円を追加し、予算総額を四億五千二百四十四万八千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

第一款、一項・国民健康保険税、一目・一般被保険者国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分一千百九十一万六

千円の減。二節・介護納付金分現年課税分二万三千円の減。二目・退職被保険者等国民健康保険税、一節・医療給付費分現年課税分七十三万一千円の増。二節・介護納付金分現年課税分九万五千円の増。三節・医療給付費分滞納繰越分五万八千円の増。四節・介護納付金分滞納繰越分九千円の増。

今回の補正で、国民健康保険税総額が一億三千百七十七万五千円となります。

これは、平成十五年度当初の課税標準額が決定し、国保運営協議会の答申を受け、算定しております。

医療給付費分の税率につきましては、所得割を据え置き、均等割を二万二千円から二万円に、平等割を二万六千円から二万二千円に改正しております。介護納付金分の税率につきましては、所得割を〇・九〇％から〇・九五％に改正し、均等割、平等割を据え置いております。医療給付費分の全体の各税額を前年度当初と比較しますと、所得割額で、六百四十一万百一円、八・四八％の減、均等割額で五百十六万円、九・六八％の減、平等割額で四百七十七万二千円、一五・二一％の減、介護納付金分では、所得割額で四十五万一千九百八十三円、六・二五％の減、均等割額で十萬八千円、二・一八％の減、平等割額で五万四千円、一・六五％の減となっております。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費負担金、二節・過年度分六十万円の増。平成十四年度の実績報告により、不足額が追加交付されるものでございます。

第九款、一項・繰越金、一目・一般被保険者繰越金一千八百五十五万六千円、二目・退職被保険者等繰越金二百七十三万八千円、それぞれの増額で、前年度からの繰越金は二千二百二十九万五千八百八十四円となっております。

次に、歳出を申し上げます。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十三節・委託料百三十五万六千円は、レセプト整理員の委託料でございます。二項・徴税費、一目・賦課徴収費、十二節・役務費一万一千円の増は、国民健康保険税の振り込み手数料でございます。

第二款・保険給付費の各項目は、歳入の第三款・国庫支出金の補正による財源の組み替えでございます。

第三款、一項・老人保健拠出金、一目・老人保健医療費拠出金、十九節・負担金、補助及び交付金二千四十九万円は、前々年度（平成十三年度）の老人保健医療費が算出の基礎となるもので、これの確定によるものでございます。二目・老人保健事務費拠出金一萬円の増額は、平成十五年度の国保加入者見込数並びに老人審査支払件数に、それぞれの単価を乗じたもの

を加えて算出するもので、これらの数値の確定によるものでございます。

第四款、一項、一目・介護納付金二百九十九万四千円の増額は、前々年度（平成十三年度）の介護納付金額が算出の基礎となるもので、これの確定によるものでございます。

第六款・保健事業費、二項・健康管理センター事業費、一目・施設管理費、十五節・工事請負費二百六十二万円の減額は、健康管理センターの空調改修工事費でございます。入札執行残によるものでございます。

第九款・諸支出金、一項・償還金及び還付加算金、二目・退職被保険者等償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料二百七十三万九千円は、退職被保険者等の医療費に対する療養給付費交付金の実績に基づき、支払基金へ返還するものでございます。三目・一般被保険者保険税還付金、二十三節・償還金、利子及び割引料十萬九千円は、前年度国民健康保険税の還付が生じたので、新設いたしました。

第十款・予備費三百四十四万一千円を減額し、予備費総額を三百二十二万七千円といたしております。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・国民健康保険税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・保険給付費

松永議員

六番（松永勇治） 国庫支出金で、療養給付費負担金六十万円が補正されておりまして、これを保険給付費の療養諸費、一目と三目でございますけれども、これに財源を充てて財源振り替えをやつとると、一般財源を減額しとるということでございますが、六十万円と僅かでございますけれども、五十二万九千円、その差はどこに充てられとるわけですか。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 十頁の、先ほど言いましたのは一番上の分でありまして、一項・療養諸費、二項・高額療養費、三項・移送費を全部たすと六十万になりますので、そういうことでございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 私の間違いでございます。どうもすみませんでした。解かりました。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・介護納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

立石議員

十番（立石隆教） 六款、二項、施設管理費で空調工事の請負費のところでございますが、減額補正で二百六十二万円出て

おります。

かなり額が多いものですから、これが予算の過大見積りによるものか、競争による入札の効果によるものか、前段のことであれば今後非常に気をつけていただきたいと思うものですから、それはどういう内容であるかということ伺います。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 入札による競争での減額です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十一号、平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十一号、平成十五年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第五十二号、平成十五年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第五十二号、平成十五年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）について、ご説明いたします。

この度の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ八百二十八万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四億八千二百五十八万八千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。
七頁をお開き下さい。

第一款、一項・支払基金交付金、一目・医療費交付金、二節・過年度分六十四万六千円の増額は、支払基金交付金の前年度医療費の実績に基づくもので、交付金の不足分が追加交付されるものでございます。

第五款、一項、一目・繰越金、一節・前年度繰越金七百六十四万二千円の増額は、前年度からの繰越金でございます。
次に、歳出を申し上げます。

第二款、一項・医療諸費、二目・医療費支給費、十九節・負担金、補助及び交付金二百三十一万三千円の増額は、高額医療費・施術・移送費・コルセット等の現金給付分でございます。四月から七月までの実績を基に三月までを見込んだ増額で、昨年十月の法改正による高額医療費が主なものでございます。

第三款・諸支出金、一項、一目・償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料五百四十三万九千円の増額は、前年度医療費事務費交付金等の実績に基づくもので、支払基金へ返還するものでございます。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金、二十八節・繰出金五十三万六千円の増額は、前年度の国・県定率負担分の不足分を一般会計より繰入れ、予算計上いたしておりますので、その分を一般会計へ返納するものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・支払基金交付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第五款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 歳出に移ります。

第二款・医療諸費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第三款・諸支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十二号、平成十五年小値賀町老人保健事業特別会計補正予算(第一号)を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十二号、平成十五年度小値賀町老人保健事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第五十三号、平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第五十三号、平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）について、ご説明いたします。

この度の補正は、既定の歳入歳出予算の総額三億八百三十五万円に、歳入歳出それぞれ六百八万五千円を追加し、予算総額を三億一千四百四十三万五千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開き下さい。

まず、歳入についてご説明いたします。

第十二款、一項・繰越金、一目・前年度繰越金六百八万五千円の増額は、平成十四年度介護保険事業の決算に伴う、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

第五款、一項、一目・基金積立金、二十五節・積立金四百十六万七千円の増額は、平成十四年度介護保険事業特別会計の介護保険給付費に係る事業実績で剰余金が出ており、介護保険給付費準備基金条例に基づき、基金へ積み立てるものであります。

第六款・諸支出金、一項、一目・償還金、二十三節・償還金、利子及び割引料百二十一万六千円の増額は、平成十四年度

介護給付費事業実績に伴う、国県等への介護保険給付費負担金等の償還金であります。

その内容としまして、県、介護保険給付費負担金の償還金六十一万二千元、社会保険支払基金への介護保険給付費交付金の償還金五十七万三千元、その他、介護保険事務費交付金等の償還金三万一千円であります。二項・繰出金、一目・一般会計繰出金七十万二千元の増額は、平成十四年度の介護保険給付費事業実績に伴う、一般会計への介護保険給付費負担金等、返還金として一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第十二款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第五款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第六款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十三号、平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十三号、平成十五年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第五十四号、平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第五十四号、平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第一号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、歳入歳出それぞれ四百十萬二千円を増額し、補正後の総額を一億一千百三十萬二千円とするものでございます。

それでは、説明書七頁、歳入より補正予算の概要をご説明いたします。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越金でございますまして、補正後の繰越金は四百二十萬二千円となります。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費では、人事異動に伴う人件費の減額補正でございます。七節・賃金の臨時雇賃金の追加補正十二萬五千円は、納島地区の海底送水管設置予定箇所、海底調査に係る潜水夫の賃金

でございます。十三節・委託料の追加補正二十九万六千円は、納島地区簡易水道を小値賀地区に統合するための、認可変更申請委託料でございます。十四節・使用料及び賃借料の追加補正五十一万四千円は、納島地区の海底調査に係る潜水士船の借上料でございます。十五節・工事請負費百五十万円の補正は、公共下水道工事に伴う配水管移設工事費の追加でございます。十六節・原材料費二百万円の補正は、水道管の移設に伴う材料費でございます。十九節・負担金四十八円の追加補正は、営農飲雑共同工事負担金でございます。一款、一項・総務管理費の補正後の総額を六千二百九十一万八千円としております。四款・予備費で六十九万九千円を増額し、予備費総額を百四十一万七千円とし、補正後の小値賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算総額を一億一千百三十万二千元といたしました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十四号、平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十四号、平成十五年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第五十五号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第一号)を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(中村敏章) 議案第五十五号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第一号)の提案理由を、ご説明いたします。

この度の補正は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ二百二十三万五千円を追加し、補正後の総額を六億三千七百二十三万五千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁、歳入よりご説明いたします。

五款、一項、一目・繰越金は、前年度繰越金でございまして、補正後の繰越金は三百二十八万五千円となります。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、人事異動による人件費の補正で六万八千円の減額計上でございます。一項・総務管理費の補正後の総額を二千三百六万一千円としております。

二款、一項・施設整備費、二目・農業集落排水事業費、十三節・委託料は、実績精算による増額でございます。補正後の委託料は一千八百七十八万四千円となります。十五節・工事請負費は、単独工事の減額でございます。補正後の工事請負費は一億一千四百二十万円となります。三目・公共下水道事業費は、笛吹地区の下水道でございますが、十一節・需用費を二十五万円減額し、十四節・使用料及び賃借料を二十五万円増額するものでございます。

四款、一項、一目・予備費を三十万三千円増額し、予備費総額を百二十一万四千円とし、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を、六億三千七百二十三万五千円といたしました。

以上でご説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第五款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・施設整備費

松永議員

六番（松永勇治） 農業集落排水事業ですかね、費の、十三・委託料、浜津地区測量試験費ですが、当初予算で一千四百五十万円組まれますが、四百万円今回補正されとりますが、何か特別な事情がございますか。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） 浜津地区の農業集落排水事業の件につきましては、十四年度に概算的な事業費をはじめたいわけ

なんですけど、新たにはじき直した結果ですね、一千八百五十万ですね、で、四百万の不足が生じたので、今回計上させていただきました。

当初予算の分は概算でございましたので、今度精算したあげく、補助分が一千八百万、単独分が五十万の計上でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 「予備費の補正を三十万三千円しました。」だけの説明でございました。

国保においても約半分は減額しております。簡水も約半分は、これは増額しとる。

そもそも「特会」には、予備費は作らなくてもいいと、いうふうには私は理解しておりますけれども、三十万三千円の補正の理由、何故しなければならなかったのか、それをお伺いします。

あまりにも簡単に予備費を増やしたり減らしたりすると、納得がいきませんので、詳しく説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

下水道の大島地区については、平成九年度から供用開始をしてまいりました。それで、ポンプが五年がオーバーホールの時期と伺っております。そうなるんですね、修繕料をですね、この予備費から出来ればですね、いつ故障が発生するか判りませんので、予備費の方でそういった各施設の修繕料とかなですね、まあ突発的な事故が起きる可能性がありますので、そのために予備費として計上しております。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） 修繕料で補正組まれんとですかね、便宜上色々な方向に使うちゆうふうにして、予備費を貴方のおっしゃるとおりに、簡単に「予備費」と上げとけば何にでも使えるよと、いうような状況にしか見えんわけですよ、

これではとてもじゃないけど真ともじゃない、修繕料なら修繕料、まだ他に何かあったらその名目を上げていいじゃないですか…、

だから、そういう考えだから前のように半分は増額したり、減らしたり…、財政が厳しいって言うなら、全てそういうふうに考え方を変えないと、訳の分からんようなことで使われちゃ困るわけですよ、

我々は当初、当初かなこれ、九十一万一千円で認めましよう、嫌々ながら私は認めた、それからまた補正してどうの…、それで名目・修繕料に使う、お宅んとこばっかりじゃなかとばってね…、

だから、ちゃんとした名目で補正を上げれば、我々は嫌ですよって言わんとですよ、そこんとこ、どげんですか。これが一番簡単かけん、「予備費」つち上げとけば何でも使われるっけん、ちゅうとが実態ですか。

正直にお答えをお願いします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

私は先ほど、「修繕料」と言いましたけど、修繕のみならずですね、離島に行く場合には使用料がもちろん上がってきますし、それで原材料の購入費も上がってまいります。

ですから、修繕料のみに考えてるものではないです。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） いや私は、他の名目でね、使っても、ちゃんとその名目で補正上げてもいいじゃないかと、貴方がたまたま「修繕料」つち言ったから私は「修繕料」つち言っただけでね、そんなことは出来んとですかね…、

町長どう思いますか。今までの町長はだまーとたつてすよ、

山田町長なら「ここはこうしなさい。」つち、貴方しか改正出来んと思えますよ、どけん思えますか。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 十一時 三十六分 —

— 再開 — 午前 十一時 三十九分 —

議長（近藤一輝） 再開します。

町長（山田憲道） 担当の話によりますと、救急用に、需用費じゃなくて、こつちの方に予備費でもつてきたということでございますけれども、今後検討いたしまして、こういうことのないように当初から組ませていただきます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五十五号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五十五号、平成十五年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

― 午前 十一時 四十一分 散会 ―